

# 米子工業高等専門学校いじめ防止基本方針

校長裁定

制定 平成27年2月16日

米子工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定）に則り、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「米子工業高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

## 1. 基本方針

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （2）基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行う。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、また、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

### （3）いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。

### （4）学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、基本理念に則り、学生の保護者その他の関係者との

連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。

#### (5) 指導体制の確立

いじめの防止等のための対策は、いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心に全教職員が一致協力した学生指導体制を確立して対応にあたる。

#### (6) 組織等の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、「いじめ対策委員会」（本校においては、学生委員会委員と学生相談室長をもって充てる。）を設置する。さらに、教務委員会、寮務委員会及び専攻科委員会と連携を図りながら対応にあたる。

### 2. いじめの防止

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの形態や特質、いじめの原因や背景等について、校内研修等で周知を図り、教職員全体の共通理解をもとに「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

#### (2) いじめを行わない態度の育成

ホームルームや講演会、課外活動や寮生活、社会体験やボランティア活動等を通じて、他人の気持ちを理解しお互いの人格を尊重した上で、自分の行動が相手や周囲の学生に与える影響を判断して行動できる力を養うとともに、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し、学生の自己有用感を高めるように努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。

#### (3) 家庭、地域住民、関係機関との連携

保護者懇談会、後援会総会、後援会支部会や地域の会合を通じて、家庭や地域住民に対し基本方針の理解を得た上で協力関係を築くとともに、高等学校指導部連盟等の関係機関との連携を図りながらいじめの問題に対応する体制を整える。

### 3. いじめの早期発見

#### (1) 情報の収集

いじめを早期に発見するため、人間関係・集団づくりのためのアンケート調査及び個人面談、グループ面談等を必要に応じて実施する。また、学生相談室や学生相談ポストの周知を図り、学生がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

## (2) 情報の共有化

教職員は、学生の日常生活における変化や人間関係に目を配り、いじめに繋がる可能性があると思われることがあれば些細なことであっても担任会や科会等で情報を共有し、教職員全体でいじめの早期発見に努める。

## (3) 相談体制

学生相談室長を中心に相談員及び外部カウンセラー、学級担任、教科担当教員等の教職員が連携して、いじめに係る相談を受けやすい体制を整える。

# 4. いじめへの対応

## (1) 初期対応

いじめもしくはいじめと疑われる行為を発見した場合は、その事実を担任及びいじめ対策委員に連絡し、必要に応じて学年担任団等と連携し、組織的に対応する。また、いじめもしくはいじめと疑われる行為の通報を受けた場合も、同様に組織的に対応する。

## (2) 事実確認

いじめ対策委員は、いじめを受けた学生、いじめを行った学生、及びその他関係する学生や教職員から情報収集を実施し、迅速かつ正確に事実関係を把握する。当事者学生からの事情聴取の際は、複数の委員で行い、得られた情報は委員会で共有した上で組織的に対応する。なお、その際に得られた個人情報の取り扱いは慎重に行う。

## (3) 組織的対応

- ① 事実確認の結果、いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせた上で、再発防止のために教育的配慮のもと必要な措置を講じる。
- ② いじめを受けた学生に対しては、心のケアや学校生活への十分な配慮を行い、安心して学校生活をおくれる環境を整える。いじめを受けた学生にとって信頼できる友人や教職員、必要に応じて外部カウンセラーの協力のもと、いじめを受けた学生に寄り添う体制を整える。
- ③ いじめを行った学生に対しては、毅然とした態度で指導にあたり、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させた上で、自らの行為の責任を自覚させ、いじめの実態や程度に応じていじめ対策委員会において指導措置原案を決定した上で原則的には教員会議において指導措置を決定する。

さらに、いじめが学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、校長の判断により直ちに警察へ連絡し、適切な援助を求める場合もある。

- ④ いじめを受けた学生といじめを行った学生の保護者に対しては、事実確認後、

速やかに連絡し、事実に対する理解を得た上で、以後の本校と双方の保護者が連携して適切に対応できる体制を整える。

- ⑤ 高専機構が定める「学生に係る事件・事故報告基準」により、適宜、高専機構に報告を行う。

(4) いじめの検証と再発防止

指導措置が終了した後も継続的に教職員は当該学生の状況に目を配るとともに、いじめ対策委員会は、いじめの背景と原因、いじめを受けた学生に対するフォローといじめを行った学生に対する教育的指導等を検証した上で全教職員に周知し、いじめの再発防止に努める。

附 則

この裁定は、平成27年2月16日から施行する。